O × 0.727、P × 2.182 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式エの符号

A　測定単位の数値

B　児童数（3 歳未満）（非被用者分）

C　児童数（3 歳～小学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）

D　児童数（3 歳～小学校）（非被用者分）

E　児童数（中学校）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）

F　児童数（中学校）（非被用者分）

G　児童数（高校生）（（被用者分）及び（施設等受給資格者分）の計）

H　児童数（高校生）（非被用者分）

I　児童数（3 歳未満）（非被用者分のうち第 3 子以降分）

J　児童数（3 歳以降）（被用者分のうち第 3 子以降分）

K　児童数（3 歳以降）（非被用者分のうち第 3 子以降分）

L　児童数（3 歳未満）（地方公務員分）

M　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員分）

N　児童数（中学校）（地方公務員分）

O　児童数（高校生）（地方公務員分）

P　児童数（地方公務員分のうち第 3 子以降分）

0.189、G × 0.189、H × 0.126、I × 0.126、J × 1.132、K × 0.755、L × 1.132、M × 0.755、（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.063、（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.063 及び（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 0.377 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式エの符号

A　測定単位の数値

B　児童数（3 歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）

C　児童数（3 歳未満）（非被用者・本則給付分）

D　児童数（3 歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）及び（施設等受給資格者分）の計）

E　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

F　児童数（3 歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）

G　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）

H　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）

I　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）

J　児童数（3 歳未満）（地方公務員・本則給付分）（市町村が組織する組合に係る児童数は、当該児童数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村の児童数とする。符号 K から符号 M 及び符号 V から符号 Y において同じ。）

K　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

L　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 3 子以降分）

M　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）

N　児童数（3 歳未満）（被用者・特例給付分）

O　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）

P　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分の